

許可番号

派 13 - 307124

許可年月日

平成 28年12月 1日

労働者派遣事業許可証

氏名又は名称

株式会社ゼネット

住所

東京都港区新橋四丁目27番10号

事業所の名称

株式会社ゼネット

事業所の所在地

東京都港区新橋4 - 27 - 10 酒井ビル6階

有効期間

平成 28年12月 1日から

平成 31年11月30日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者であることを証明する。

平成 28年12月 1日

厚生労働大臣

塩崎恭久



平成 28年12月 1日

労働者派遣事業許可条件通知書

株式会社ゼネット

殿

厚生労働大臣

塩崎恭久



平成28年12月 1日付け許可番号派13-307124の許可は下記の理由により次の許可条件を付して行う。

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取り消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

（許可条件）

- 専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行うものではないこと。
- 派遣先における団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務について労働者派遣を行うものではないこと。
- 労働保険・社会保険の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行うものであること。
- 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないこと。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないこと。
- 労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合においても、「許可基準」の所定の要件を満たすこと。
- また、労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合にあつては、届出を行うに先立って、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局に事業計画の概要及び派遣元責任者となる予定の者等について説明を行うこと。

記

（1、2、3及び4の理由）

労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を考慮する必要があるため。

（5及び6の理由）

許可後に届出により新設される労働者派遣事業を行う事業所においても、適正な事業運営を確保する必要があるため。

労働者派遣事業廃止届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

株式会社ゼネット
届出者 代表取締役社長 加藤潤一



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第13条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

1 許可番号		2 許可年月日	年 月 日
(ふりがな)	かぶしきがいしゃぜねっと		
3 氏名又は名称	株式会社ゼネット		
(ふりがな)	だいひょうとりしまりやくしゃちょう かとうじゅんいち		
4 代表者の氏名(法人の場合)	代表取締役社長 加藤 潤一		
5 事業所の名称(ふりがな)	6 事業所の所在地		事業所枝番号
かぶしきがいしゃぜねっと	〒 (105-0004)		
株式会社ゼネット	東京都港区新橋四丁目27番10号		(03) 5777-2671
	〒 ()		事業所枝番号
	()		-
	〒 ()		事業所枝番号
	()		-
	〒 ()		事業所枝番号
	()		-
7 廃止年月日	平成27年11月30日		
備考	届出受理番号：特13-301797 届出受理年月日：平成17年8月26日 廃止理由：平成27年9月30日の労働者派遣法の改正により特定労働者派遣事業の区別の廃止による		

記載要領

- 届出者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 5欄及び6欄には、事業を廃止した全ての事業所の名称及び所在地を記載すること。
- 備考欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成27年法律第73号)附則第6条第1項の規定により引き続き行うことができるとされた労働者派遣事業に係る廃止の場合、備考欄に当該事業に係る届出受理番号及び届出受理年月日を記載すること。

